

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地

大山町は、鳥取県西部に位置し、東部は琴浦町、西部は米子市及び伯耆町、南部は江府町と接し、北部は日本海に面している。県庁所在地である鳥取市は東へ約 80km、西部の商都米子市は西へ約 20km の地点にある。地形は、南北 21km、東西 16km であり、北は日本海から南は中国山地の最高峰大山に至る範囲となっている。北部は大山の裾野がゆるやかな傾斜を描きながら日本海に向かって広がり、南部は丘陵と谷間で形成され大山山頂に至る山地となっている。河川は大山山系を分水嶺として、東部に甲川、西部に阿弥陀川があり、日本海へ流れ出ている。総面積は 189.83 km<sup>2</sup>で、鳥取県の総面積の 5.4%を占めている。



(出典：大山町ホームページ)

②気象概況（大山町地域防災計画より）

大山町の気象状況は、海岸部から大山山頂(標高 1,729m)までを含んでいるため、かなり大きな差異が見られる。平坦部では、夏の最高気温が 30℃を越すのに対し、大山山頂では 20℃前後となっている。また、冬の最低気温が氷点下となることは平坦部ではまれであるのに対し、大山山頂では氷点下 10℃を下回ることもある。降水量は山陰型の気候であるため、冬期と梅雨期に多く、積雪量は平坦部で 20~30cm、山間部で 1m 前後、スキー場のある付近では 2m を超すこともある。

③災害リスク

大山町で主として想定されるのは台風、大雨を要因とする風水害、大雪による雪害、地震による震災、及び感染症のリスクである。大山町の小規模事業者は商業集積エリアだけではなく、町内の各所に点在しているため、具体的な支援にあたっては個社別に想定されるリスクを洗い出す必要がある。

(洪水・水害：大山町防災マップ、大山町ため池ハザードマップ)

大山町の防災マップによると、町内を流れる複数の 2 級河川の周辺地域において 0.3m 以上の浸水エリアが点在しているが、当該エリアには主だった商工業集積エリアはない。ただし、た

め池が町内各所に存在しており、決壊による浸水被害は商業集積エリアにまで及ぶことが予想されている。

(土砂災害：大山町防災マップ)

大山町の防災マップによると、宿泊業等が集積する大山寺周辺エリアが、土砂災害警戒区域(土石流)又は土砂災害特別警戒区域(土石流)に指定されている。また、御来屋地区の一部が土砂災害警戒区域(急傾斜)又は土砂災害特別警戒区域(急傾斜)に指定されている。その他にも町内に土砂災害警戒区域が点在するが、主な商工業集積エリア内には無い。

(地震：大山町地域防災計画)

鳥取県内では、繰返し規模の大きな地震が発生しており、大山町内においても震災リスクは相当程度存在している。昭和年代以降の鳥取県内におけるマグニチュード(M)5以上の地震発生状況は、以下のとおり。

発生年月日	場所	規模(M)	概要
S 18. 3. 4	鳥取沖	6. 2	鳥取県東部を震源とする地震。建物の倒壊 68 戸、半壊 515 戸、大規模のがけ崩れが発生した。
S 18. 9. 10	鳥取県東部(鳥取地震)	7. 2	鳥取市を中心に死者 1083 人、家屋全壊 7485 件をはじめとする甚大な被害を生じた。
S 30. 6. 23	鳥取県西部	5. 5	日野郡根雨町付近で石垣や橋の破損などの被害が発生した。
S 58. 10. 31	鳥取県中部	6. 2	三朝町付近を震源として、負傷者 13 人、約 200 戸の断水、住宅一部破損 689 戸、非住宅破損 98 戸等、総額 2 億 2455 万 9 千円の被害が発生した。
H1. 10. 27	鳥取県西部	5. 3	鳥取県西部を中心に総額 1 億円の被害が発生。
H2. 11. 21	鳥取県西部	5. 1	特段目立った被害は見られなかった。
H9. 9. 4	鳥取県西部	5. 1	鳥取県西部を中心に一部断水が生じたり、屋根瓦の破損や墓石の倒壊が見られたが、大きな被害は生じなかった。
H12. 10. 6	鳥取県西部(鳥取県西部地震)	7. 3	境港市、日野町で最大震度 6 強を記録した地震。負傷者 141 人、住宅の損壊 17, 022 棟(うち全壊 394 棟)、広範囲での断水、停電、道路の破損等ライフラインの被害が随所に発生した(被害総額 491 億円(住宅被害を除く)。)。
H28. 10. 21	鳥取県中部	6. 6	倉吉市、湯梨浜町、北栄町で最大震度 6 弱を記録した地震。住宅の全壊 18 棟、半壊 312 棟、一部破損 15, 095 棟、数十人の負傷者等の甚大な被害を生じた。

(鳥取県公式サイト「鳥取県内での地震の発生状況」より)

また、町内で震度 6 強の揺れを観測する直下型の地震が生じた場合の被害想定は以下のとおりである。

想定する地震	想定項目	地震想定内容
	震源	大山町御来屋(北緯 35 度 30 分、東経 133 度 30 分)
	規模	マグニチュード 7.3、震度 6 強
	地震発生季節・時刻	冬の午後 6 時
震源の深さ	10 km	
被害想定	想定項目	被害想定内容
	倒壊危機	・木造建物全壊数 2,956 棟 ・非木造全壊数 69 棟 計 3,025 棟
	人的被害	・死者数 56 人 ・負傷者数 重篤者数 8 人 重傷者数 59 人 軽傷者数 2,969 人 計 3,036 人
	物資供給対象者	4,900 人

(津波：大山町地域防災計画)

大山町北部は日本海に面しており、佐渡島北方沖、鳥取沖東部断層、鳥取沖西部断層における

地震が発生した場合、津波の被害が発生する可能性がある。津波が発生した場合、御来屋地区等の日本海沿岸部で最大5mを超える浸水が予想される。

想定断層	マグニチュード	最大波高 (m)	津波到達時間 (分)	
			初期波	最大波
佐渡島北方沖	8.16	7.59	96	166
鳥取沖東部断層	7.30	1.27	24	85
鳥取沖西部断層	7.05	3.63	4	10

(感染症：新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ)

大山町では、病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生した場合に、感染拡大を可能な限り抑制し町民の生命及び健康を保護するとともに、町民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とすることを目的として、平成27年3月に「大山町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。新型コロナウイルス感染症についても、同計画に基づき「新型コロナウイルスワクチン接種実施計画」を定め感染予防のため適切に対応していくが、町内には飲食店や大山寺周辺を中心として宿泊業の集積エリアがあり、県内外からの不特定多数の人々が一定時間滞在することも想定されるため、密閉空間・密集場所・密接場面の3つの密を避ける等、特に注意を払う必要がある。

## (2) 商工業者の状況 (令和3年3月31日時点)

- ・商工業者数 528人
- ・小規模事業者数 490人

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工 業者	建設業	115	113	町内各地に点在している
	製造業	52	39	工業団地及び町内各地に点在している
	卸売業	25	23	町内各地に点在している
	小売業	101	90	町内各地に点在している
	飲食店	33	31	町内各地に点在している
	宿泊業	37	36	大山寺及びあけまの森及び町内各地に点在している。
	サービス業	134	129	町内各地に点在している
	その他	31	29	町内各地に点在している
	合計	528	490	

## (3) これまでの取組

### ア 大山町の取組

- ・地域防災計画の策定 (最終改定平成30年3月)
- ・防災訓練の実施 (毎年実施)
- ・防災備品の備蓄 (53品目)

- ・国・県及び他市町村等との相互応援協定(10 協定・26 団体)
- ・応急生活物資等の支援協力に関する協定(民間団体等)(3 団体)
- ・災害時における各種支援に関する協定(民間団体等)(12 団体)
- ・避難場所等の施設利用に関する協定(9 団体)
- ・大山町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定(最終改定令和2年3月)

#### イ 大山町商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・民間損保会社(東京海上日動火災保険株式会社、損保ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損保株式会社)と連携した損害保険の活用促進(ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等)
- ・鳥取県商工会連合会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県3者での大規模自然災害発生時における各種支援協定を締結(令和元年8月20日)

## 2. 課題

- ・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・小規模事業者における個別BCP計画策定が進んでいない。

## 3. 目標

- ・地区内の小規模事業者に災害・感染症等リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・民間損保会社と連携した損害保険の活用促進(ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等)
- ・発災発生後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症まん延時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

## 4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年2月1日～令和8年3月31日

#### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

大山町商工会と大山町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### ア 事前の対策

以下のとおり事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組みめるようにする。

##### ① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・商工会報や町広報誌、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

## ② 小規模事業者のBCP策定支援

- ・小規模事業者のBCP策定状況を把握し、また小規模事業者に対し事業者BCP（簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関して業種別ガイドラインに基づき、事業者に対して感染拡大防止策等につて周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

## ③ 商工会自身の事業継続計画の見直し・作成

- ・大山町商工会は、令和4年度内に事業継続計画を見直し予定。

## ④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した、小規模事業者に対する災害リスクの周知、事業者BCPの策定支援を実施。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

## ⑤ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等を連絡・協議する。

## ⑥ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定に基づき、大山町商工会、大山町、その他関係団体等との連絡ルートの確認等を実施する。

## イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

### ① 応急対策の実施可否の確認

- ・大山町商工会は、発災後速やかに職員の安否を確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について大山町と共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大山町における感染症対策本部設置に基づき大山町商工会による感染症対策を行う。

### ② 応急対策の方針決定

- ・大山町商工会と大山町は、家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・大山町商工会は、地域内の事業者の大まかな被害状況を大山町と共有する。

- ・大山町商工会と大山町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。  
 (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・大山町商工会は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

(参考：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・特定の地域内の事業所と連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

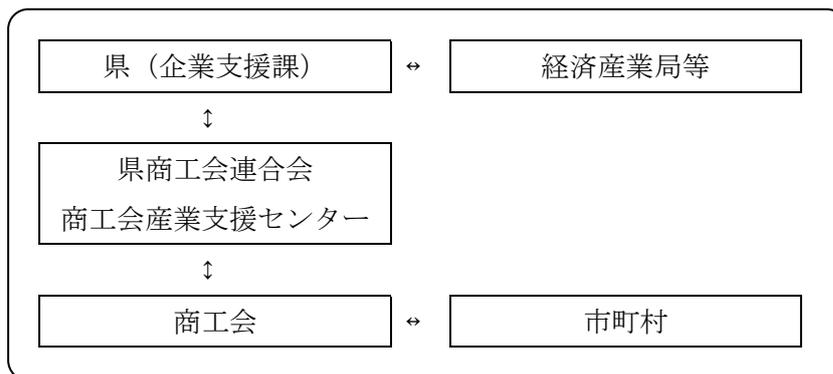
#### ウ 被害状況の県への報告

大山町商工会は、事業者の被害状況に係る情報を、県（商工労働部企業支援課）に報告する。

##### 【報告項目】

事業者名、所在地、業種、従業員数、被災日時、被害の状況、被害額（把握可能な場合）、対応内容、普及見込

#### ■事業者の被害状況に係る連絡ルート



#### エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、大山町商工会と大山町が有した情報を県の指定する方法にて大山町商工会又は大山町より県へ報告する。

#### **オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援**

- ・大山町と大山町商工会は、相談窓口の開設について相談する（大山町商工会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・大山町商工会と大山町は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### **カ 地区内小規模事業者に対する復興支援**

- ・大山町商工会、大山町、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会連合会・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」（令和元年8月20日締結）に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

#### **キ その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

以上

(別表2)

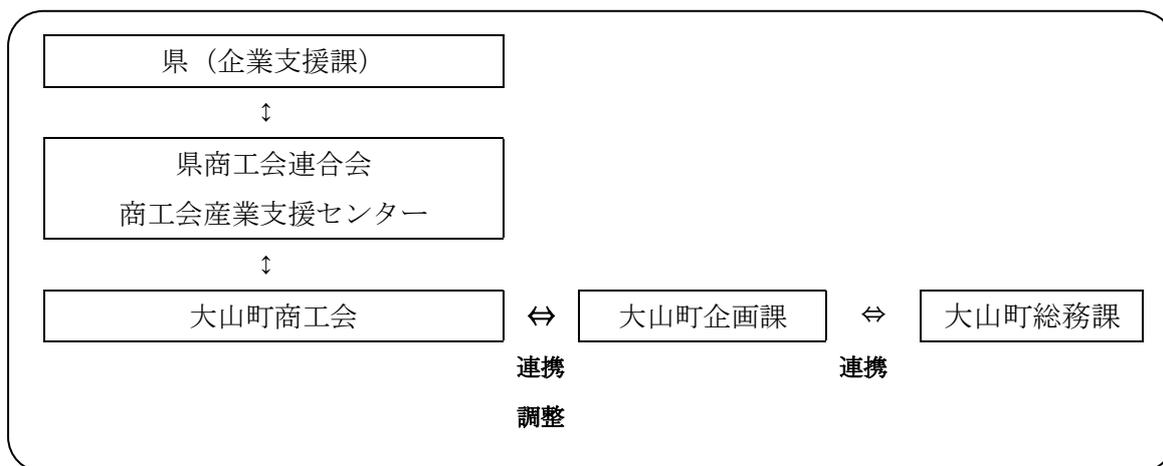
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

(1)実施体制(商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)

大山町商工会:事務長1名、経営支援専門員1名、経営支援員4名、計6名  
大山町役場:企画課3名、総務課2名



(2)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名:谷田 香里

連絡先:0859-54-2065

②当該経営指導員等による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取組や実行
- ・災害リスクの周知、事業所BCPの策定支援等の進捗管理、見直し

(3)商工会、関係市町村連絡先

①大山町商工会

〒689-3205 鳥取県西伯郡大山町西坪 1300-24

TEL:0859-54-2065 /FAX0859-54-2066 /E-mail:daisen-sci@tori-skr.jp

②関係市町村

大山町 企画課

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 328 大山町役場 2F

TEL:0859-54-5202 /FAX:0859-54-5216/ E-mail:kikaku@town.daisen.lg.jp

(4)その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCPセミナー	100	100	100	100	100
2. 専門家派遣	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
鳥取県交付金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・	
連携体制図等	
①   ②   ③	